最終更新日：2016年7月8日
佐藤食品工業株式会社
代表取締役会長兼社長　佐藤　仁一
問合せ先：取締役管理部長　上田　正博　TEL:0568-77-7316
証券コード：2814
http://www.sato-foods.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、経営環境の変化が急激に進展する中で、強力で適正な経営の意思決定機能と迅速な業務執行体制を築くとともに、それに応じた監査・監督機能を確保し、積極的な情報開示を実施することにより、 経営の透明性を高めていくことを経営上の重要な課題としております。
また、企業価値向上のため、社会的存在意義を意識し、常に探求心をもって、確固たる技術力と品質の向上に努め、顧客の信頼を得ることを基本に企業活動を行っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、ジャスダック上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則5項目を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
佐藤　仁一	2,038,390	21.85
横浜冷凍株式会社	579,100	6.20
新興プランテック株式会社	295,500	3.16
ブルドックソース株式会社	285,180	3.05
株式会社名古屋銀行	271,500	2.91
湯原　善衛	269,820	2.89
株式会社愛知銀行	267,500	2.86
佐藤　京子	203,840	2.18
株式会社十六銀行	200,000	2.14
コクサイエアロマリン株式会社	170,000	1.82

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

大株主の状況は2016年3月31日現在の状況です。
なお、上記のほか、当社が保有する自己株式 3,079,292株があります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	食料品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名
定款上の取締役の任期 更新	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
清水　邦雄	他の会社の出身者							△				

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
清水　邦雄	○	清水邦雄氏は、当社の主要株主である新興プランテック株式会社の代表取締役副社長を2014年6月まで務めておりましたが、直近の事業年度において、当社と新興プランテック株式会社との間に取引関係はありません。	清水邦雄氏は、上場会社の代表取締役としての豊富な経験や実績・見識を有しており、業務執行を行う経営陣から独立した客観的かつ中立的な立場から、取締役会において的確な提言をいただけると判断し、社外取締役に選任しております。 過去、新興プランテック株式会社の代表取締役副社長を務めておりましたが、直近の事業年度において同社と当社の間に取引関係はなく、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、監査役会が定めた監査方針、監査計画等に従い取締役会に出席し、内部監査室からの職務執行状況の聴取を実施しております。また、会計監査人からの監査報告を受け、計算書類及び事業報告に関して検討を行うほか、代表取締役との意見交換会を実施しております。
当社の会計監査は、新日本有限責任監査法人が監査を実施し、会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査を行っております。監査役と会計監査人は、監査に対する体制、計画及び監査の実施状況について随時情報交換並びに意見交換を行っております。この他必要に応じ、随時意見交換を行っております。
内部監査については、代表取締役直轄の独立組織である内部監査室を設置し、内部監査を実施しています。内部監査の結果は、代表取締役に報告するとともに、監査役会にも報告され、監査役監査との連携も図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
串田　正克	弁護士													
秦　　博文	公認会計士										△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
串田　正克	○	―――	串田正克氏は、弁護士として培われた豊富な経験や専門知識を活かし、客観的かつ公正な立場で取締役の業務執行を監査いただけると判断し、社外監査役に選任しております。 串田正克氏は、串田法律事務所の代表でありますが、同法律事務所ならびに同氏と当社の間に取引関係はなく、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し、独立役員として指定しております。
秦　　博文	○	秦博文氏は、当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人の代表社員を2014年6月まで務めておりましたが、会計監査人へ支払う報酬と会計監査人から同氏へ支払われる報酬以外の関係はありません。	秦博文氏は、公認会計士として培われた豊富な経験や専門知識を活かし、客観的かつ公正な立場で取締役の業務執行を監査いただけると判断し、社外監査役に選任しております。 秦博文氏は、公認会計士秦博文事務所の代表でありますが、同事務所ならびに同氏と当社の間に取引関係はなく、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し、独立役員として

			指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、平成26年６月27日開催の第60期定時株主総会における決議に基づき、役員報酬体系の見直しに伴い役員退職慰労金制度を廃止するとともに、取締役（社外取締役を除く）を対象に株式報酬型ストックオプション制度を導入しました。株式報酬型ストックオプションは、新株予約権を年額1,650万円以内の範囲で割り当てます。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役

該当項目に関する補足説明

株式報酬型ストックオプション制度の導入は、当社取締役が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的としております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

全取締役の年間報酬総額は54百万円です。（平成28年３月期）

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

取締役会の開催に関しては、社外役員に対して取締役会の開催日、議案及びその詳細等について事前に報告し、経営状況に即した迅速な経営判断を行うため、情報交換並びに意見交換を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社は監査役設置会社制度を採用しており、取締役会と監査役、監査役会により取締役の業務執行の監視、監督および監査を行っております。

取締役会は、社外取締役１名を含む取締役６名で構成され、原則として毎月１回開催しております。必要に応じて臨時に開催し、経営上や法令上の重要事項の意思決定や取締役の業務執行報告を行い、取締役の業務執行を監視、監督を行っております。また、執行役員制度を導入することにより、経営と業務執行の分離、業務の決定と執行の迅速化を進めております。

監査役会は、社外監査役２名を含む監査役３名で構成され、原則として毎月１回開催しております。必要に応じて臨時に開催し、監査役会が定めた監査方針、監査計画等に従い、取締役会への出席、各取締役や内部監査室等からの職務執行状況の聴取を実施しております。また、会計監査人からの監査報告を受け、計算書類及び事業報告に関して検討を行うほか、代表取締役との意見交換会を実施しております。

代表取締役直轄の内部監査室を設置し、内部監査計画に基づき、適法性・妥当性・効率性等の観点から内部監査を実施しております。内部監査の実施結果については、速やかに、代表取締役および関係者へ報告がなされ、適宜会計監査人と情報の共有をしております。

会計監査については、会計監査人として新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、会計及び会計に係る内部統制の適正及び適法性について第三者の視点より助言・指導を受けております。

３．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は監査役会設置会社でありますが、社外取締役の選任により、「意思決定・監督機能」の機能強化を図るとともに、迅速な意思決定の実現を目指しており、現在の体制において、透明性・健全性が高く、かつ効率的な経営が実現できるものと判断しております。
また当社は業務執行機能の強化を図り、迅速な意思決定を目指すことを目的として執行役員制度を導入・運用してまいりましたが、当社を取り巻く経営環境の変化に対応した組織及び人員構成の変更に伴い、本報告書提出日現在において執行役員は選任しておりません。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	定時株主総会においては、招集通知を法定期日より早期に発送するとともに、発送日に先立ってウェブサイトへ掲載しています。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主様にご出席いただけるよう、集中日を避けて定時株主総会の開催日を設定しています。
その他	定時株主総会の招集通知は、発送日の数日前から当社及び東京証券取引所のウェブサイトで閲覧可能です。 また、株主総会議案の決議結果は、臨時報告書としてEDINETに掲載するとともに、当社ウェブサイトにて決議通知および臨時報告書を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにて（http://www.sato-foods.co.jp/ir/）、決算短信、有価証券報告書、その他適時開示資料等を迅速に開示しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	管理部にて対応しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境面につきましては、ISO14001の維持管理を通じて、環境に与える影響を低減するよう配慮し、継続的に改善・改革を進めております。
その他	食品に携わる企業として、消費者の皆様の安心・安全の確保を図るため、ISO9001の維持管理を通じて、品質管理の徹底と顧客満足度の向上を目指しております。 さらに、食品安全に関する危害を管理・減少させ、より高いレベルで食品安全対策に取り組むため、食品安全マネジメントシステムの国際規格FSSC22000の認証を取得しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1）取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（1）取締役会が取締役会規程及びその他関係規程に則り、経営上の重要な事項について決定及び承認を行うとともに、取締役の職務の執行を監督しております。

（2）取締役の職務の執行について各監査役が精緻な監査を行っております。

（3）「内部監査規程」を制定し、代表取締役直轄の内部監査室が、取締役及び従業員がその職務の執行において、法令、定款及び社内規程の遵守状況についての監査を行っております。

（4）法令遵守への姿勢を明確にするため「コンプライアンス規程」を制定し、「社員行動指針」を中心に取締役及び従業員の遵法体制の強化推進を行っております。

（5）「ヘルプライン規程」を制定するとともに、社外及び社内に「相談等受付窓口」を設置して、不祥事の未然防止体制を強化しております。

（6）社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会勢力に対しては、「反社会的勢力対応規程」を制定し、警察・顧問弁護士と連携をとり、被害の防止を含め一切の関係を遮断するための組織体制の確保、向上を図るなど、毅然とした姿勢で対応します。

2）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

（1）取締役会の執行に係る情報の管理・保存について

取締役会議事録、稟議書等の取締役の職務執行に係る情報につきましては、当社「文書管理規程」等に則り、管理・保存しております。
取締役及び監査役、会計監査人は、同規程に従い、いつでもこれらの情報を閲覧することができます。

（2）個人情報の管理について

個人情報の管理については、情報漏洩防止のための行動規範を「社員行動指針」に盛り込むとともに、全社員のパソコンに情報漏洩防止を目的とした検証ソフトを組み込み、定期的にチェックを行っていきます。また、本社組織の入退室にはセキュリティロックシステムを導入し、情報漏洩防止をはじめとするセキュリティ体制の強化を図っております。

（3）データベース化について

情報の不正使用及び漏洩防止をより徹底するため、主としてシステム面からデータベース化を図り、当該文書の存否及び保存状況を迅速に検索できる体制構築等に向けて取り組んでまいります。

3）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（1）代表取締役を委員長とする「リスクマネジメント・コンプライアンス委員会」を設置し、当社「コンプライアンス規程」に従って、潜在的なリスクの抽出およびその発生予防に努め、組織横断的なリスク管理を行います。

（2）内部監査室が、各業務部門と連携してリスク管理の状況を確認・評価し、その結果を定期的に取締役会及び監査役会に報告します。

（3）不測の事態が発生した場合には、損失の拡大防止策や再発予防策の策定など、必要な対応を審議し、決定します。

4）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（1）取締役は、役員就業規則のほか、役員職務権限規程に則り、職務の執行を行います。

（2）取締役会は、原則月１回開催する定例取締役会、または必要に応じて開催される臨時取締役会において、会社法が定める専決事項、その他経営基本方針、中期経営計画の策定等の重要な事項及び経営方針等に関する意思決定を行うとともに、各業務部門における決定事項の進捗管理を行い、経営目標の達成を図る体制を確保します。

（3）執行役員制度を導入し、経営と業務執行機能を分離し、経営の効率化と責任の明確化を行います。

5）当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

現在、当社には親会社及び子会社等は存在しませんが、将来において親会社、子会社等が存在することとなる場合には、企業集団の業務の適性を確保するための体制を確立する所存です。

6）監査役の監査についての体制

（1）監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会がその職務を補助する従業員を置くことを求めた場合には、当該従業員を配置するものとし、配置に当たっての具体的な内容（組織、人数、その他）については、監査役会と相談し、その意見を十分考慮して検討します。

（2）監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

ア．監査役の職務を補助すべき従業員の任命・異動については、監査役会の事前の同意を必要とします。

イ．監査役の職務を補助すべき従業員は、当社の業務執行に関わる役職を兼務せず、監査役の指揮命令下で職務を遂行し、その評価については監査役会の意見に従うものとします。

（3）監査役の職務を補助すべき使用人に対する監査役の指示の実効性に関する事項

「内部統制システムに係る監査の実施基準」を制定し、監査役の職務を補助すべき従業員が、監査役の指示に従うべきことを明示します。

（4）取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

ア．取締役及び従業員が監査役からの質問及び情報提供要請に対して速やかに回答するための体制を整えております。

イ．取締役及び従業員は、下記事項については、必ず監査役に報告することとなっております。

（a）当社の内部統制システムの構築に関わる部門の活動状況
（b）当社の内部監査部門の活動状況
（c）当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
（d）業績及び業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容
（e）ヘルプライン制度の運用及び通報の内容
（f）監査役から要求された契約書類、社内稟議書及び会議議事録の回付

（5）前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

ア．就業規則やヘルプライン規程等の社内規程において従業員が監査役に対して情報提供を行ったことを理由として解雇等の不利益な取扱い、報復措置を行うことを禁止します。

イ．監査役へ報告を行った者のが、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けない事を確保し、その旨を当社取締役及び従業員に周知徹底します。

（6）監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認める場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。

（7）その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ア．監査役は、会計監査人及び内部監査室と密接な情報交換及び連携を図るとともに、自らも適宜監査を実施しております。

イ．監査役は、代表取締役との定期的な会議を設け、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題についての相互認識を深める体制を図ります。

ウ. 監査役は、必要に応じて、監査の実施に当たり弁護士等の専門家との連携を行うことができるものとします。

7）財務報告の信頼性を確保するための体制

（1）当社は、財務報告の信頼性確保および、金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役の指示の下、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要な是正を行うとともに、金融商品取引法およびその他関係法令等との適合性を確保します。

（2）監査役会は、外部会計監査人を適切に選定・評価します。また、外部会計監査人に求められる独立性・専門性を有しているか確認します。

（3）取締役会・監査役会は、高品質な監査を可能とする十分な監査時間、会計監査人と取締役・監査役・内部監査室との連携、会計監査人が不正を発見し適正な対応を求めた場合の対応体制等の確保に努めます。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「反社会勢力対応規程」に反社会勢力排除に向けた基本的な考えとして、反社会的勢力との取引や支援を含む一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不当な要求等に対しては屈せず毅然とした対応を行うことを定めています。また、反社会的勢力への対応に資する情報を日頃から収集し、役員・従業員と情報を共有することにより、反社会的勢力への適切な対応を行う体制を整備しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

買収防衛策は導入しておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、次のとおりです。

1. 情報開示の基本方針
当社は、株主及び一般投資家に対して当社株式への投資判断に有効な会社情報を、会社法、金融商品取引法、その他法令及び証券取引所規則に従い適時、公正かつ公明な開示に努めております。

2. 適時開示の社内体制
当社では、会社情報の適時開示について、管理部を専任部門とし、以下の体制を構築して対応しております。
(1)決定事実について
重要な決定事実は、各部門長が代表取締役に報告し、管理部にて適時開示の要否を検討しております。開示の検討にあたっては、適宜、外部の専門機関(弁護士、公認会計士、税理士)に相談を行っております。
取締役会に付議され、決議された決定事実は、決議がなされた取締役会終了後、速やかに開示手続を行っております。

(2)発生事実について
重要な発生事実は、各部門長が代表取締役に報告し、管理部担当役員の指揮のもと管理部にて適時開示の要否を検討しております。
開示の 検討にあたっては、適宜、外部の専門機関(弁護士、公認会計士、税理士)に相談を行っております。なお、開示内容については、その後開催される取締役会に報告することとしております。

(3)決算情報について
決算情報は、会計監査人による監査を経て確定した決算内容を取締役会に報告し、承認された取締役会終了後、速やかに開示手続行っております。

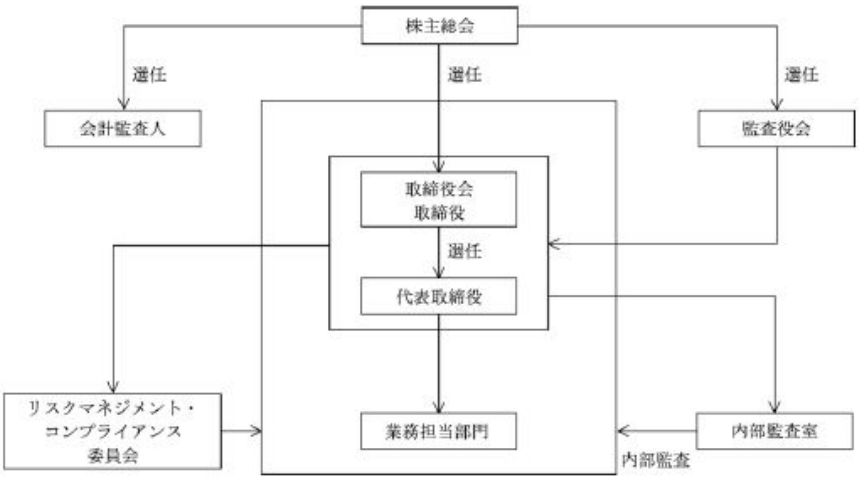

適時開示に係る社内体制

